鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の経済循環を高めるため、市内製造業者及び卸売業者（以下「製造業者等」という。）が本市の地域資源を活用し、新商品の開発や販路の拡大等を行うために要する経費に対し、鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関して、鳥羽市補助金交付規則（昭和49年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「地域資源」とは、市内で収獲された農水産物又は市長が本市の地域資源と特に認めるものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、製造業者等が行う地域資源を活用した新商品開発事業及び販路拡大事業とする。

（補助対象者）

第４条　この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たす製造業者等とし、新商品開発事業及び販路拡大事業それぞれ年度につき１回の交付を限度とする。

（１）　市内に事務所等を有し、かつ、交付申請時において、現に市内で事業を営む製造業者等

（２）　市税を滞納していないこと。

（３）　当該年度中に他の制度で同一の事業に対して補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

２　補助金の額は、予算の範囲内とし、前項に定める補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額又は次の金額のいずれか少ない額以内とする。

（１）　新商品開発事業　40万円

（２）　販路拡大事業　10万円

３　前項の場合において、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　規則第３条第１項第１号の事業計画書は、鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業計画書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条第１項第２号の収支予算書は、鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業収支予算書（様式第２号）によるものとする。

３　規則第３条第１項第４号に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市税の完納証明

（２）　その他市長が特に必要と認める書類

４　補助金の交付を受けようとする者が消費税の納税義務者である場合、当該補助金に係る消費税仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）　鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業実績及び効果報告書（様式第３号）

（２）　鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業収支決算書（様式第４号）

（３）　補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し（旅費の場合は参加事業の概要がわかるもの及び会場までの旅費の積算根拠を証するもの）

（４）　設備の改修、更新又は新設がある場合は当該設備の写真

２　補助事業者が消費税の納税義務者である場合、前項の実績報告を行うにあたって、仕入れに係る消費税を減額した額を決算額としなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第８条　補助事業者は、補助事業により新たに取得した設備（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の完了の年の翌年から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間において、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の者に貸付、譲渡、他の物件と交換し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、取得価格が１万円未満の取得財産等又はあらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

３　市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第25号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

事業区分	費目	対象経費
新商品開発事業	報酬	知的財産出願に係る弁理士報酬
	役務費	検査手数料 加工を請け負う事業者への試作手数料 知的財産出願に係る手数料

	委託料	商品のパッケージデザイン委託料
	設備費	試作品又は新商品製作のための設備（備品を含む。）の改修、更新及び新設費
販路拡大事業	旅費	展示、商談会及びイベント等への旅費
	委託料	販促ツールの作成費、広告掲載費
	通信運搬費	展示、商談会及びイベント等への輸送費
	消耗品費	展示、商談会及びイベント等への消耗品費
	印刷製本費	販促ツールの印刷製本費

様式第１号（第６条関係）

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業計画書

１．事業名

２．事業目的

３．活用する地域資源

４．事業総額　　円

５．事業内容及びスケジュール（対象事業にチェックをしてください）

□新商品開発事業

□販路拡大事業

時期	取組み内容

６．事業実施予定期間

様式第２号（第６条関係）

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業収支予算書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	備　　考
自己資金 補助金		
計		

支出の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	備　　考
計		

様式第３号（第７条関係）

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業実績及び効果報告書

１．事業名

２．事業実施期間

３．取組み実績（対象事業にチェックをしてください）

□新商品開発事業

□販路拡大事業

時期	取組み内容

４．事業の効果

様式第４号（第７条関係）

鳥羽市地域資源活用商品づくり支援事業収支決算書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	決　算　額	備　　考
自己資金 補助金		
計		

支出の部　　（単位：円）

科　　目	決　算　額		支出の内容
	仕入消費税額	仕入消費税を除く支出額	
計			

消費税納税事業者で　【　ある　・　ない　】　＊いずれかに○

＊消費税納税事業者でない場合は、仕入消費税を含む支出額のみを報告